

けせんぬま report



気仙沼国道維持出張所
気仙沼市松崎萱 33-10
Tel: 0226-23-5801

2024.06.12. No.025

～道路の「使用」とは？ 占用について～

道路を人や自動車が交通のために利用することは、道路の本来の目的です。一方で、道路には電気・ガス・水道等の公益事業のための電線やガス管があります。道路には工作物、物件または施設の設置により交通以外の目的で使用することを「特別使用」といいます。

ただし、「特別使用」は道路利用の本来の目的ではないので、交通との調整を図って法に基づいて許可することを「道路の占用」制度といいます。占用できる工作物等は法令に記載されています。

出張所では占用の許可等の業務も行っています。



～占用できる工作物とは？～



道路を特別使用(＝占用)できる工作物等は法令で決まっています。

以下のうち、どれが法令に記載されている物件でしょうか？【答えはどこかにあります】

- ①モノレール ②防火用地下水槽 ③コインロッカー ④日よけ ⑤梅、ワカメなど食料を干すための器具

ヒント



道路の占用許可を行う場合には、公共性・計画性・安全性を考慮するとともに、

- ①物件が道路法第32条第1項各号のいずれかに該当
- ②道路の敷地外に余地がないためにやむを得ない
- ③占用の期間、場所、物件の構造について政令で定める基準に該当するものであることの全ての要件を満たすかどうか審査します。

おまけ



出張所で今年度応急復旧させた、気仙沼市唐桑町にある「ひと休みパーキング」からの眺めです。昨年度はずっと閉鎖していましたが、応急復旧させ開放しております。

青い空、青い海で、寒さ厳しい東北にももうじき初夏の足音が聞こえてくるようです。



【クイズの答え】 ①②③④は法令(道路法第32条第1項)にのっています。①:3号 ②:5号 ③:6号 ④:4号